

令和3年1月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年1月26日（火）14時
- 2 場 所 中間市役所本館4階第1委員会室
- 3 出席者 教育長 片平慎一
教育委員 河本直子、衛藤修身、佐野正靖、太田かおり
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 佐伯道雄
学校教育課長 松永嘉伸
学校指導課長 小野篤志
教育施設課長 北原鉄也
生涯学習課長 米満孝智
生涯学習課課長補佐 友廣慎也
学校教育課教育総務係長 野中康伸
- 6 傍聴人 3人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

臨時教育委員会議事日程

令和3年1月26日（火）14時00分

1 議決事項

第1号議案 中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例について

[開会時刻：14時00分]

佐伯教育部長	定刻となりましたので、令和3年1月臨時教育委員会を開催いたします。片平教育長よろしく願いいたします。
片平教育長	本日は、臨時教育委員会にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは本日の議決事項の第1号議案 中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例について説明をお願いしたいと思います。米満課長。
米満生涯学習課長	第1号議案につきましては、令和3年3月31日をもちまして、中央公民館並びに働く婦人の家の廃止に伴い、代替施設の1つであります、なかまハーモニーホールの一部施設の使用区分を見直すものでございます。主な内容といたしましては、別紙資料の別表1に大ホール・小ホール等と、別表2に会議室等に改めた中で、別表第2の使用区分9時から13時まで、13時から17時まで、17時から22時までの各区分使用料を、1時間単位の使用料額に改めております。金額の算定につきましては、各使用区分額に時間数で除して切り捨てを行った額としております。 なお、施行日につきましては令和3年4月1日と考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
片平教育長	ただいま、説明がありましたように条例改正ということで、区分を3時間単位等から1時間単位に変更するというところでございます。これにつきまして、教育委員の皆様からの質問や意見をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
衛藤教育委員	附則の経過措置の2について意見があります。法律用語なのか分かりませんが、市民が見たときに、もっと分かりやすく整理をされた方がよいのではないかと思います。「中間市市民会館設置条例の定めるところによりなされた中間市市民会館」となっています。行政用語なのか法律用語なのか分かりませんが、もう少し明確な表現が良いのではないかと思います。 次に中間市市民会館設置条例新旧対照表について質問です。今まで教育委員会で条例や規程を改正するために出された資料では、改正された部分のみにアンダーラインが引いてありました。しかし、資

料の別表では、改正になっていないところにもアンダーラインが引いてあるように思われます。なぜ、このアンダーラインが引かれているのか教えていただきたいと思います。

片平教育長

ただいま2点ございました。まず行政用語の件ですが、条例として行政用語を使っているのですから、これを変えらなければ全ての条例等の文言が変わってくるのではないかと思うのですが、その点はどうなのでしょう。米満課長。

米満生涯学習
課長

この法律用語につきましては、総務課にも確認を取っております。

片平教育長

総務課とも協議しており、全ての条例等がこのような文言になっておりますので、ご意見としてお聞きしておきたいと思います。次にアンダーラインの件についての説明をお願いいたします。

米満生涯学習
課長

改正する部分に基本的にはアンダーラインが引いてあります。今回の改正につきましては、改正前の別表を全て改めまして、別表1と別表2に改正しております。そのため、新しく改正された部分になりますので、新旧対照表の別表のところはアンダーラインが引いてあります。

片平教育長

他にございませんか。

衛藤教育委員

仮に特別会議室等を午前中に借りるときに、今までは午前9時から12時まで借りなければならなかったことが、新しい条例案では、1時間単位で借りられるため、利用する側からすると利用しやすくなったように思います。また、低額で借りることができ、利用する側のことを考えられているので、私は良いことだと思います。

1つ質問があります。特別会議室を例にしますと、改正前では9時から12時まで、そして、次が13時から17時までとなっていましたので、12時から13時までに1時間の余裕がありました。おそらく借りている方への配慮もあり、お互いが出会うことがないように、また、次に借りる方が待たなくても良いようにということだろうと、また、片付けに追われないようにということだろうと思います。改正案では、特別会議室や小さな会議室等を借りる場合に、

9時から13時まで、13時から17時まで、17時から22時までなどで、次の方が借りるまでに全く時間の余裕がありません。ということは、借りた方は早めに終わらなければならないし、次に借りる方は早めに入ることができないということになります。スムーズに交代ができるのかというのが質問です。

片平教育長

ただいまの質問について、米満課長。

米満生涯学習
課長

例えば、体育文化センターでは、19時から21時まで借りる場合、21時には退室していただくことになっています。よって、ハーモニーホールにつきましても時間で貸しておりますので、9時から2時間借りられた場合は、11時までには退室していただくという利用方法になると考えています。

衛藤教育委員

分かりました。

もう1つ意見があります。特別会議室は1時間の単価が高いので、利用頻度は少ないかもしれませんが、現在9時から12時まで特別会議室を借りた場合に3,830円で借りることができました。しかしながら、改正案では9時から13時まで借りたとすると5,080円となり、利用される方からすると値上がりしたように誤解を招くのではないかと思います。その辺りをどのように配慮をされて、また、利用者に理解していただくのか考えがありましたら教えていただきたいと思います。

片平教育長

米満課長。

米満生涯学習
課長

改正前につきましては、9時から12時までの3時間を利用していただくことになっております。改正案では9時から13時までの1時間当たりの金額を設定しています。よって、改正前の金額を1時間利用するとして算定いたしますと、ほぼ変わらない金額であり、値上げにはなっておりません。1時間増えていることにつきましては、ハーモニーホールのホームページに時間で借りられることになり、また、1時間長く利用することができますという周知をしたいと思います。

片平教育長

よろしいでしょうか。

衛藤教育委員	改正前と比較すると3時間で20円安くなります。1時間あたりは利用者側に便宜を図っているの、私は良いと思います。利用者は時間を見るよりも先に金額を見ますので、できましたら利用時間が1時間伸びていますということを配慮していただければ、良く伝わるのではないかと思います。
片平教育長	他によろしいでしょうか。
教育委員	《了承》
片平教育長	それでは、ただいまの中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例につきましては、決するという事によろしいでしょうか。
教育委員	《了承》
片平教育長	様々ご意見をいただきまして、ありがとうございました。それでは、本日の令和3年1月臨時教育委員会を閉会いたします。

[閉会時刻：14時16分]

令和 3 年 2 月 9 日

教育委員 佐野正靖

教育委員 大田かほり